

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 10 月 9 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	協同組合いわき材加工センター勿来本社工場における木材乾燥用重油ボイラーから木屑焚きボイラーへの転換による排出削減事業
排出削減事業者名	協同組合いわき材加工センター
排出削減共同実施事業者名	東京電力株式会社
事業実施場所	勿来本社工場（福島県いわき市勿来町窪田道作 33 番地）
事業の概要	木材乾燥用ボイラーをA重油焚きボイラーから木屑焚きボイラーに転換する事により、CO2 排出量を削減するとともに、廃棄物（木屑）の有効活用を推進する。
排出削減量の計画	790 t CO2/年（事業実施期間合計 3,025tCO2）
国内クレジット認証期間	開始日 2009 年 6 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：福島県いわき市 協同組合いわき材加工センター</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で 8.7 年であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>3) 本事業は、協同組合として見学者増加による知名度向上、自工場発生廃棄物である木屑の有効活用といった CSR 的観点からも取り組みたいと考えていたもの。組合組織である本事業者としては投資の意思決定には組合員の意思決定が必要であり、投資回収年数 3 年以上を要する案件への投資は取り組みが難しいが、CSR 効果の期待できることに加え、福島県も本事業を積極的に支援しており、林業・木材等の振興のための補助金についても紹介を受けて検討し、本事業実施を決定した事を、事業者から確認している。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無については、排出削減事業者への質問および関連事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p> <p>当組合は福島県木材協同組合連合会に所属し、その上位団体は全国木材組合連合会であるが、いずれの連合会も自主行動計画に参加していないことを確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001「ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることをそれぞれ確認した。</p> <p>2) 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを質問、関連資料の閲覧、及び現地往査（既設設備が現在もバックアップボイラーとして稼働している）等により確認している。また、いずれの設備も法定耐用年数未満の利用年数であることを確認した。</p> <p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、本事業は木屑焚きボイラーへの更新のためボイラー効率の改善については不問であり、また実際に木屑焚きボイラーが導入されていることを現地往査の際に確認した。</p> <p>適用条件 2 については、設備導入時期、法定耐用年数より、既存重油ボイラーの利用年数が法定耐用年数の 2 倍未満であることを確認した。また、既設重油ボイラーは事業実施後もバックアップボイラーとして、現地往査の際に現在も継続して使用されていることも確認した。</p> <p>適用条件 3 については、更新後の木屑焚きボイラーで生産された熱・蒸気を自家消費することを、現地往査及び提出された資料により確認した。</p> <p>3) 本排出削減事業により生じるバウンダリー外での温室効果ガスとして木屑のエアライン輸送による排出が考えられ、この排出量を算定した結果、排出削減量の 5%を超えず、リーケージ排出量を考慮する必要がないことを確認した。</p> <p>4) 製材工場である本事業所で使用する木材は、いわき材を中心とした国産材であることを確認した。燃料となる木屑は、本事業所において発生する製材端材であり、従来は業者が引き取り他の製材所からの受入分と合わせて、畜産業や外壁材などの用途に使用されていたこと、本事業者からの引き取り分のみを特定することは困難であること、但し国産材起源の端材については燃料としての納品はないことを確認した。</p>
----------------------------	--

4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上